

京都府警察ホームページの運用について（通達）

〔最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしのことについて下記のように定め、平成29年1月26日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

記

1 運用の目的

京都府警察ホームページ（以下「府警ホームページ」という。）の運用は、インターネットを利用して、当府警察の活動を分かりやすく発信するとともに、府民の安全・安心で平穏な生活の確保につながる犯罪被害及び交通事故の防止に係る対策等の情報を積極的かつタイムリーに提供することにより、警察活動に対する府民の理解と協力を得ることを目的とする。

2 基本的事項

所属長は、府警ホームページの運用に当たっては、広報に関する訓令（平成17年京都府警察本部訓令第18号）その他関係規程に基づき、効果的な広報活動に努めなければならない。この場合において、警察署長は、管内住民に向けて警察署の管内状況、活動の紹介等に関する情報の積極的な発信に努めること。

3 運用管理体制

- (1) 警察本部に京都府警察ホームページ運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置き、広報応接課長をもって充てる。
- (2) 運用管理責任者は、京都府が設置するホームページのサーバ（以下「府サーバ」という。）の管理者（以下「府管理者」という。）等と緊密な連携を図るなど、府警ホームページの適正かつ効果的な運用管理（情報セキュリティ対策を含む。）に努めるものとする。

4 登載する情報

府警ホームページに登載する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯・防災に関する情報
- (2) 交通安全に関する情報
- (3) 拾得物件等に関する情報
- (4) 警察職員の募集及び採用に関する情報
- (5) 警察で取り扱う各種申請・手続等に関する情報
- (6) 警察安全相談等の窓口に関する情報
- (7) 公表することが法令等により定められている情報
- (8) 警察署の管内状況に関する情報（警察施設関連情報及び犯罪発生状況を含む。）
- (9) その他運用管理責任者が府警ホームページに登載することが必要であると認めた情報

5 登載の手続等

- (1) 登載の手続

ア 所属長は、府警ホームページに新たな情報を掲載しようとするときは、情報の内容、掲載の期間等について十分に検討の上、急を要する場合を除き、原則として掲載しようとする日の2週間前までに、京都府警察ホームページ掲載依頼書（別記様式。以下「掲載依頼書」という。）に資料を添えて、運用管理責任者に送付するものとする。

イ 所属長は、府警ホームページに掲載されている自所属に関する情報について適時点検を行い、当該情報の内容、掲載の期間等を変更する場合又は当該情報を削除する場合は、速やかに、掲載依頼書に必要事項を記載の上、運用管理責任者に送付するものとする。

ウ 運用管理責任者は、前記5の（1）のア又はイに規定する送付を受けたときは、当該送付に係る情報の内容の点検、編集等を行った上、府管理者が指示する方法により府サーバに登録するものとする。

(2) 夜間及び休日における対応

府警ホームページへの情報の新規掲載、内容の変更及び削除並びに後記7の（1）に規定する専用フォームで受け付けた情報の取扱いは、執務時間外には行わないものとする。ただし、夜間又は休日に対応する必要がある場合は、この限りでない。

6 情報セキュリティ対策

府警ホームページの情報セキュリティについては、京都府警察情報セキュリティに関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第33号）その他関係規程に基づく対策のほか、次に掲げる対策を講じなければならない。

(1) 運用管理責任者は、府サーバに登録された情報を編集するために府管理者から通知されたパスワードについて、当該編集に係る業務に関係のない第三者に知られることのないよう秘密の保持に努めること。

(2) 情報管理課長は、運用管理責任者と協議の上、府管理者に対し、府サーバの情報セキュリティ対策を適切に講じるよう要請すること。

(3) 所属長は、府警ホームページに掲載されている自所属に関する情報について、不正な改ざん、追加又は削除（以下「改ざん等」という。）がされていないか適時点検を行うこと。

(4) 所属長は、前記6の（3）に規定する点検の結果、改ざん等を認めたときは、直ちに運用管理責任者に連絡すること。

(5) 運用管理責任者は、府警ホームページの情報セキュリティの維持を困難とする事案を認知したときは、直ちに総務部長に報告するとともに、府管理者に連絡し、府警ホームページの運用の中断、正常な状態への復旧その他の必要な措置を講じること。

7 要望、意見等の受理

(1) 運用管理責任者は、府警ホームページ上に府民等からの要望、意見、苦情、各種情報等を受け付けるための入力様式として設置する専用フォームにおいて、府民等からの要望、意見、苦情、各種情報等を受け付けるものとする。

(2) 運用管理責任者は、前記7の（1）の規定により府民等からの要望、意見、苦情、各種情報等を受け付けたときは、広聴に関する訓令（平成13年京都府警察本部訓令第19号）その他関係規程に基づき、適切に処理するものとする。

8 留意事項

府警ホームページの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 府警ホームページによる情報発信は、インターネット利用者の利便性・実用性に配慮するとともに、誤った情報を発信することのないよう十分に事前の検討を行うこと。
- (2) 府警ホームページは、即時性の強い広報媒体であることから、登載する情報が時機を失し、又は画一的な内容とならないよう常に発信する情報の点検を行うこと。
- (3) 府警ホームページに登載する文章は、簡潔にまとめ、平易な表現を用いるよう心掛けること。
- (4) 府警ホームページにイラスト、写真又は図表を登載する場合は、色彩、大きさ、枚数等のバランスを十分に考慮するなど、工夫を凝らし、効果的な情報発信となるよう努めること。
- (5) 個人情報の保護に万全を期し、その取扱いには細心の注意を払うこと。
- (6) 著作物、写真、イラスト等を用いる場合は、著作権者に無断で使用したり、商標権のあるマーク等を無断で使用するなどして、知的財産権を侵害することのないよう十分留意すること。

9 専決

所属長は、前記5の(1)のア及びイに規定する登載依頼書の送付の事務のうち、既に報告を受けている資料を添付して送付するものは、警察本部（サイバー対策本部及び京都市警察部を含む。）の所属にあつては課長補佐（同相当職を含む。）に、警察署にあつては主務課長に専決させることができる。

10 その他のホームページの開設等

所属長は、府警ホームページ以外のホームページを開設し、又は閉鎖しようとするときは、運用管理責任者と事前に協議を行った上で、警察本部長の承認を受けるものとする。

別記様式

年 月末日廃棄

京都府警察ホームページ運用管理責任者 殿
(広報応接課長)

第 号
年 月 日

(所属長名)

京都府警察ホームページ登載依頼書

項 目	摘 要
登 載 の 種 別	新 規 ・ 変 更 ・ 削 除
登載情報の名称	
登載情報の内容	
登載希望年月日	年 月 日
登 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 この依頼書の保存期間は、1年未満とする。

担当 警電

点 検 結 果			
	・ 可	・ 一部修正	・ 不可
登 載 手 続	年 月 日完了	担当者印	